

公認心理師の受験資格特例について（修了生）

2017年11月6日

臨床心理学専攻

公認心理師法附則第2条第1項第二号により、2017年9月14日までに大学院の課程を修了した者に受験資格を特例として認める経過措置が定められています。9月14日に大学院に在籍し、その後、修了した人にも同様の経過措置が適用されます。

大学院在学中に「公認心理師に必要な科目」を履修していることが条件です。「公認心理師法施行規則」附則第2条に、「必要な科目」に関する経過措置が、次の通り定められました。

- 一 保健医療分野に関する理論と支援の展開（必須）
- 二 次に掲げる科目のうち二科目
 - イ 福祉分野に関する理論と支援の展開
 - ロ 教育分野に関する理論と支援の展開
 - ハ 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
 - ニ 産業・労働分野に関する理論と支援の展開
- 三 次に掲げる科目のうち二科目
 - イ 心理的アセスメントに関する理論と実践
 - ロ 心理支援に関する理論と実践
 - ハ 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
 - ニ 心の健康教育に関する理論と実践
- 四 心理実践実習（必須）

履修証明書を大学院が発行する場合の参考として通知に示された科目例を踏まえて、本学では下記の通り該当する科目として認定します。

	公認心理師に必要な科目	認定対象となる本学の科目
① 必須	①保健医療分野に関する理論と支援の展開	精神医学特論／心身医学特論
②～⑤から 2科目以上	②福祉分野に関する理論と支援の展開	発達心理学特論 ※ /児童虐待の理解と対応 ／臨床死生学／家族援助技術研究 ◆ ／心理療法特論II（児童臨床心理）★ ／心理療法特論III（SST）
	③教育分野に関する理論と支援の展開	学校臨床心理学特論／発達心理学特論 ※ ／心理療法特論II（児童臨床心理）☆
	④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	該当科目無し
	⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開	該当科目無し
⑥～⑨から 2科目以上	⑥心理的アセスメントに関する理論と実践	臨床心理査定演習I・II
	⑦心理支援に関する理論と実践	臨床心理面接特論I・II
	⑧家族関係・集団・地域社会における 心理支援に関する理論と実践	家族療法特論／集団力学特論／サイコドラマ特論
	⑨心の健康教育に関する理論と実践	該当科目無し
⑩ 必須	⑩心理実践実習	臨床心理実習I・II

※「発達心理学特論」は「福祉分野に関する理論と支援の展開」または「教育分野に関する理論と支援の展開」に該当する科目として認定することができますが、一つの科目を二つの分野で重ねて認定することはできません。

◆「家族援助技術研究」は、洪沢田鶴子先生が夏期集中で担当した科目です。「家族療法特論」ではありません。「家族療法特論」は⑧の科目として認定しますので、②には該当しません。

★ 2008年度までに「心理療法特論II（児童臨床心理）」を履修した場合に、原則として、「福祉分野に関する理論と支援の展開」として認定します。

☆ 2009年度以降は、福祉分野に関する内容を「児童虐待の理解と対応」に移したので、「心理療法特論II（児童臨床心理）」を原則として「教育分野に関する理論と支援の展開」として認定します。

A. 公認心理師法施行規則 附則第2条 第一号・第三号・第四号に該当する科目の認定

① は、日本臨床心理士資格認定協会が定める選択必修科目D群に属する2科目が認定対象です。

⑥⑦は、日本臨床心理士資格認定協会が定める必修科目が認定対象です。

⑩ は、日本臨床心理士資格認定協会が定める必修科目が認定対象です。

したがって、臨床心理士の受験資格を得て本学臨床心理学専攻を修了した皆さんは、
施行規則 附則第2条 第一号・第三号・第四号 に示された科目認定の条件を満たします。

B. 公認心理師法施行規則 附則第2条 第二号に該当する科目の認定

本学大学院では「④司法・犯罪分野」と「⑤産業・労働分野」に関する科目を開講していませんでしたので、「②福祉分野」に該当する科目1科目以上と、「③教育分野」に該当する科目1科目以上が必要です。

②に該当する6科目のいずれも履修しなかった場合、または

③に該当する3科目のいずれも履修しなかった場合、

必要な科目が不足するため経過措置による特例が認められません。

科目認定による特例が認められない場合は、「実務経験5年」と「講習会の履修」という2つの条件を満たして受験資格を得る方法を検討してください。

ご自分の履修した科目を確認されたい場合は、成績証明書を本学学生支援センターにお申し込みください。証明書の発行については以下のページをご覧ください。具体的な履修科目に関する情報については、個人情報保護の観点から、お電話・メール等ではお答えしかねますので、ご了承ください。

→証明書発行手続きの詳細はこちら (<http://www.luther.ac.jp/campuslife/certificate.html#sotugyo>)

ご不明な点がございましたら、以下にお問合せください。

学生支援センター 教学担当

メール : kyomu@luther.ac.jp